

2025 年度 消費情報環境法学科

小 論 文

〔自己推薦 A O (A)〕 14-02

注 意

1. 監督者の合図があるまで問題冊子は開かないでください。
2. 解答はすべて解答用紙のきめられた箇所に記入してください。

以下の新聞記事を読んで、下記の問 1 から問 5 に答えなさい。

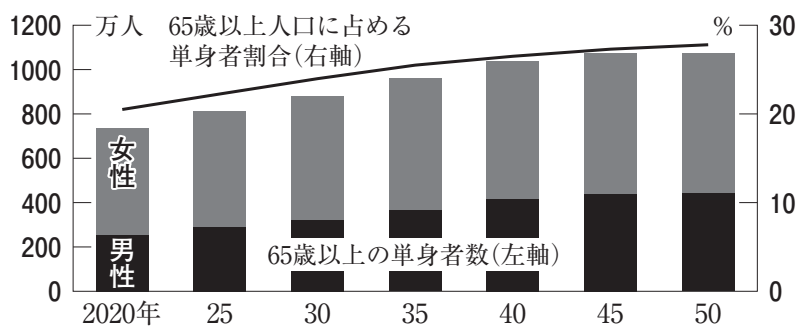
国立社会保障・人口問題研究所が4月に発表した世帯数の将来推計は、身寄りのない単身（一人暮らし）高齢者が今後急増することをシサ⁽¹⁾している。日本は「家族依存型福祉国家」と呼ばれるように、家族が福祉に関して大きな役割を果たしてきた。だが身寄りのない高齢者は、家族が提供してきた支援を受けられない。

この将来推計によれば、65歳以上の単身高齢者数は2050年に1084万人と、20年時点の約1.5倍になる（図1参照）。65歳以上人口に占める単身者の比率も、20年の20%から50年には28%となる。

注目すべきは、単身高齢者に占める未婚者比率の急上昇だ。単身高齢男性に占める未婚者の比率は、20年の34%から50年には60%になる。単身高齢女性の未婚率も、20年の12%から50年には30%になる。⁽²⁾ ショウガイで一度も結婚していない単身高齢者の増加は、配偶者のみならず、子どももいない人の増加を意味する。

未婚者のほかにも、配偶者と離死別した単身高齢者の中で子どものいない人の増加が見込まれる。さらに高齢者の兄弟姉妹数は減少している。従って今後、家族・親族のいない「身寄りのない高齢者」の急増が想定される。家族・親族がいても支援を得られない人も存在するので、高齢期に頼れる身寄りがないことは誰にでも起こりうる。

図1. 65歳以上の単身者数の将来推計



（出所）国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（2024年推計）」
「日本の将来推計人口（2023年推計）」を基に筆者作成

高齢期に身寄りがないとどのような問題が生じるのだろうか。人生の最終段階では、病院や介護施設に入る際に身元保証人が求められる。法的には身元保証人がいないことを

理由に入院・入所を断れないが、実際には断る機関が少ない。また、通院同行や金銭管理などの日常生活支援に加え、本人が亡くなった後の遺体の引き取りや家財処分などの死後対応が必要になる。これらは従来、主に家族が対応してきた。身寄りのない高齢者がこれらの支援を必要としても、それをニナう家族がいない。

また家族は、日常生活をともにしながら高齢者の必要とする支援に気づき、医療や介護などの公的サービスにつなぐ役割も果たしてきた。だが身寄りがなければ公的サービスにアクセスできないリスクが高まる。

そもそも日本の諸制度は家族がいることを前提にしてきた。例えば身元保証では、判断能力が不十分な場合は成年後見人などがついて入院や入所が可能になるものの、身寄りがなく判断能力が低下していない場合にはダイタイできる公的サービスがほとんどない。

一方、家族の果たしてきた日常生活支援の範囲は多様で幅広い。例えば入院した高齢者がアパートに入れ歯を忘れた場合、家族がいれば簡単に対応できる。しかし身寄りのない場合、公的機関の支援者が本人不在のアパートで大家から鍵を借りて入れ歯を探すのは、業務の範囲内か曖昧で、事前手続きなどに時間を要する。とはいえ入れ歯がなければ食事ができないので、最終的に支援者自らリスクをとることも多いと聞く。

こうしたなか、身元保証をビジネスとする民間の身元保証事業者が近年増えている。総務省の調査によれば全国に400ほどある。増加の背景には、民間事業者を活用しなければ、身寄りのない高齢者の入院・入所が難しいという現実と、民間事業者のサービスの使い勝手の良さがある。例えば多くの民間事業者では、料金さえ支払えば、身元保証のみならず、死後対応や日常生活支援といったサービスも受けられる。また公的制度のような利用者の制限もなく、ジュウナンにサービスを楽しむことができる。

一方で、民間事業者が提供するサービスには問題点も指摘されている。

まず信頼性がトボしい点が挙げられる。例えば身寄りのない高齢者の場合、本人死亡後の契約履行についてチェックする人がいない。また参入障壁が低く、十分な経験や知見のない事業者もあるようだ。さらに契約内容が複雑で料金体系が不明確なため、利用者とのトラブルが発生している。

加えて料金が高額で、低所得者のサービス利用が難しい。料金は事業者により異なるが、総務省が4事業者について利用開始時に必要な費用を調べたところ、100万円以上になるという。またサービス提供は、基本的に採算のとれる地域に限られ、どの地域でも利

用できるわけではない。

政府はこうした状況を受け、消費者保護の必要性が高いとして民間事業者へのガイドラインを作成中だ。

では、身寄り問題にどのような対応が必要なのだろうか。政府はモデル事業を始めており、今後制度化の可能性がある。筆者は下記の３点が重要と考える。

第１に、従来家族が担ってきた機能は日常生活などに必須の要素が多いため、身寄りのない高齢者に公的支援が必要だ。特に重要なのは、長期にわたり身寄りのない高齢者に伴走しながら、必要な支援をコーディネートする機能だ。人生の最終段階では多様な課題が連続して起きる可能性が高いので、分野別の対応ではなく、コーディネート機関が継続して関わることが求められる。どのような機関が中心になるかは地域の状況により異なるが、信頼性を確保するためにも国や自治体が財政支援を含め基盤を整備することが重要だ。

公的支援の内容については、家族機能の中で必要な要素を⁽⁷⁾ギンミして、支援ネットワークをつくり提供していく。この点、総合相談や支援ネットワークづくりに関連した取り組みは、⁽⁸⁾生活コンキョウ、⁽⁹⁾権利ヨウゴ、介護、居住支援、孤独・孤立などの分野でもみられる。既存の施策との連携や統合も検討する必要があるだろう。

無論、新たな制度には財源が必要になる。資力の有無にかかわらず、誰もが高齢期に身寄りのない状況に陥るリスクがあるので、社会保険で対応するのが妥当だと考える。

具体的には、介護保険の被保険者範囲を拡大して追加財源を確保したうえで、新たな事業を加えてはどうか。既に介護保険では要介護・要支援者だけでなく、それ以外の人自立生活の支援を目的として、地域支援事業の中に生活支援体制整備などのメニューがある。身寄りのない高齢者に、家族機能の必須要素を地域で提供できるように介護保険の見直しが求められる。

第２に、各地域で人々が集える「居場所」を数多くつくり、友人や近所の人などとのインフォーマルな関係を構築していくことだ。筆者が関与した内閣府調査によれば、日本、米国、ドイツ、スウェーデンの単身高齢者に「病気や日常生活に必要な作業を頼れる人がいるか」と⁽¹⁰⁾タズねると、日本は他国に比べ (ア) (表２参照)。日本では家族以外の人に頼ることが苦手な状況がうかがえる。

第3に、一人暮らしへの備えについて、人々に啓発することだ。例えばエンディングノートを作成して、信頼できる他者に託すことなども重要になる。

高齢期に身寄りがいなくても、尊厳のある人生を送っていくことができる社会の構築が求められている。

表2. 60歳以上の単身者が病気や日常生活に必要な作業について頼れる人（複数回答）

	別居家族	友人	近所の人	その他	頼れる人なし
日本	53.3%	20.3%	17.6%	10.4%	21.4%
米国	55.1	38.5	36.3	14.4	14.7
ドイツ	67.3	48.9	43.3	7.3	5.2
スウェーデン	61.6	28.8	21.2	11.4	14.2

（出所）内閣府「第9回高齢者の生活と意識に関する国際比較調査（2021年）」を基に筆者作成

（変わる家族像（下） 身寄りない高齢者 対応急げ 藤森克彦・日本福祉大学教授（経済教室） 日本経済新聞朝刊 2024年6月11日 ※一部抜粋，一部改変）

- 問1 文中の傍線を施した(1)～(10)にあてはまる漢字を解答欄に記入しなさい。
- 問2 身寄りのない高齢者にどのような問題が生じるかについて、この新聞記事の内容を150字以内で要約しなさい。
- 問3 身寄りのない高齢者にどのような支援が必要であるかについて、この新聞記事の内容を150字以内で要約しなさい。
- 問4 表2を参照して、文中の空欄（ア）に記述すべき適切な文章を50字以内で書きなさい。
- 問5 身寄りのない高齢者が尊厳のある人生を送るためにどのようなことが必要であるかについて、あなたの意見を述べなさい。